

学位申請者 吳 丹(ゴ タン)

論 文 名 複文に用いられるテモラウの意味解釈—複文の使役文、受身文と比較して—

### 【審査の結果】

「動詞＋テモラウ」を述語とする文（以下「テモラウ文」）は場合によって使役文に近い意味を表したり受身文に近い意味を表したりすることが知られているが、それらが実現する条件については全貌が明らかにされているとは言えない。本論文は、主節および従属節にテモラウが出現する複文構造のテモラウ文（「して、…てもらおう」、「してもらえば、…」など）をとりあげ、この構造においてテモラウ文がどのような意味を取りうるかについて、国立国語研究所の「現代日本語書き言葉均衡コーパス（以下、BCCWJ）」から採取した大量の実例をもとに明らかにしようとするものである。従来断片的な指摘にとどまっていた複文構造のテモラウ文に対し、コーパスから得られた大量の用例に基づいた網羅的な記述をこころみたところにこの論文の新規性が認められる。さらに近接した意味をもつとされてきた複文構造の使役文と受身文が分析されており、これらによって複文構造のテモラウ文の意味・用法が逆照射されている点でも興味深い。論文の内容及び最終試験の結果に基づき、審査委員会は一致して博士（学術）の学位を授与するにふさわしいとの結論に達した。

なお、審査委員会は、花蘭悟を主査とし、本学の川村大教授、加藤晴子教授、鈴木智美教授、学外から早津恵美子氏（本学名誉教授・名古屋外国語大学教授、日本語学）を副査とする5名で構成された。

### 【論文の概要】

テモラウ文は授受表現の一角を占める文であるが、動作主が主語に立たず（ニ格名詞などの）補語として現れることから、使役文・受身文との異同においても注目されてきた構文である。意味の面でも、テモラウ文はある場合には使役文、ある場合には受身文に近い意味を表すことが以前から指摘されている。本論文は、複文構造におけるテモラウ文を対象に、この構造がテモラウ文の意味解釈にどのように影響するかを大量の実例を調査して網羅的に明らかにしたものである。

本論文は3部8章からなる。

「第Ⅰ部 序論」は以下の2章からなる。

第1章で研究の目的・対象と方法、本論文の基本的フレームというべき複文の定義がなされ、論文の構成が述べられる。第2章では先行研究について、まずテモラウ文の研究史を松下大三郎から、テモラウ文が属する「ベネファクティブ」の代表的研究である山田敏弘氏の研究まで概観し、さらに最近の重要な論考を整理している。その後、テモラウ文の複文構造についての研究をまとめ、この構造におけるテモラウ文について網羅的に分析した研究がないことを確認し、本論文の研究史上の位置づけと立場を述べる。

「第Ⅱ部 本論」は5章構成である。

第3章は4章以降の具体的な分析の準備として、議論の前提となるテモラウ文の構文的特徴、受益者と与益者の性質、テモラウ文の述語動詞の性質を述べる。続いて本稿における複文の定義が示され、複文構造におけるテモラウ文の種類と用例数を挙げたのち、本稿で問題にするテモラウ文の意味（「使役的/受身的な意味、どちらともいえない場合）を実例をあげて提示する。ついで考察対象について言及し、連体修飾複文や、常に使役的な意味になるもの（依頼などで用いられるもの、など）、言いさし文、など本稿の調査から除外するテモラウ文をその理由と共に述べる。その結果、4章以降ではBCCWJの「書籍」から採取された10561例の用例のうち2259例が分析の俎上に載せられることとなる。なおデータを数量的に分析した結果、本章で以下のことが指摘されていることは注目に値する。

(1) 受益者（ガ格項）・与益者（ニ格項）ともに人名詞が大半で、人名詞でない例は113例（全体の1%程度）に過ぎない。また、この場合の「人名詞以外」とされたものも、組織、動物、自然現象など、人間に準ずると解釈できるものが多くを占める。

(2) 述語動詞は意志動詞の例が全体の約94%を占め、無意志動詞は641例（6%）に過ぎない。内容は、心理活動（「驚く」など）・認識活動（「忘れる」など）・生理変化（「泣く」など）・抽象的な現象（「儲かる」「役立つ」など）の4種が指摘できる。

(3) テモラウは複文で用いられる例が全体の85%を占める。また、並列節、条件節、原因理由節といういわゆる「連用節」を伴う複文に現れる例が全体の53%を占める。

第4章ではテモラウ文がテ形節・連用中止形節複文の主節述語となる場合（「～して/し、…てもらう」）をとりあげる。まず冒頭で主節がテモラウ文の例（1071例）のうち、テ形節・連用中止形節を伴う場合が全体の63%（667例）を占めることが確認された（原因・理由節を伴う例が120例（11%）、それ以外は5%以下）上で、以下の諸点が明らかにされている。

(1) テ形節・連用中止形節いずれの場合も、主節のテモラウ文が使役的な意味になる場合がそれぞれ379例、219例と大多数を占め、受身的意味になる例は13例、27例と少数である。

(2) 従属するテ形節・連用形中止節が主節事態実現のための状況を作り出す行為（与益者へ直接向かう働きかけやそれ以外の準備動作）である場合（これが用例の約半数を占める）、ほぼ全ての主節テモラウ文は使役的意味になる。

(3) テ形節や連用中止形節が単に時間的に先行する事態か、主節に対する付帯状況等を表す場合は、主節のテモラウ文は使役的意味にも受身的意味にもなる。

(4) 従属節事態と主節事態との意味関係を、テ形節・中止節を伴う使役文（早津 2015 のデータによる）、同じく受身文（独自に BCCWJ から 330 例を抽出）と対照すると、テモラウ文は使役文に近い傾向を示す。

第 5 章ではテ形・連用中止形節述語となるテモラウ（「～てもらって/てもらい、…」）の例 1044 例が分析され、以下の点が指摘されている。

(1) 「～てもらって/てもらい、…」が主節事態を引き起こす準備動作である場合（それぞれの例の 6 割以上を占める）、「～てもらって/てもらい、…」の意味は使役的意味に決まる。

(2) 「～てもらって/てもらい、…」が主節事態の準備動作でない場合は、「～てもらって/てもらい、…」の意味は使役的な場合も受身的な場合もどちらともいえない場合もある。

(3) 「～られて/られ、…」を伴う複文（BCCWJ から計 500 例を抽出）においては、「～られて/られ、…」が主節事態を引き起こす準備動作になる例は無い。一方、「～させて/させ、…」を伴う複文においては高（2005）の調査に依拠し、「～させて/させ、…」は主節事態の準備動作を表すとする。これは、「～てもらって/てもらい、…」がそれぞれ使役的意味・受身的意味を表す場合と同傾向であると言える。

第 6 章では条件節述語となるテモラウ文、すなわち「～てもらうと/てもらったら/てもらえらば/てもらうなら」を伴う複文 326 例を対象とし、以下の点を指摘する。

(1) 主節内容が条件節とは別の出来事についての叙述の場合、条件節が主節事態の手段である時は条件節述語となるテモラウは使役的意味に決まる。一方、条件節と主節が手段・目的関係でない場合は、使役的意味になる場合が 66/123 例（約半数）である一方、受身的意味になる場合も（17 例）、どちらともいえない場合（40 例）もある。

(2) 主節内容が（条件節事態に対する）感情・評価を表す場合、条件節述語となるテモラウが仮定条件の場合は働きかけの意味が希薄化し、使役的意味・受身的意味・どちらともいえない場合のいずれもあるが、条件節述語となるテモラウが確定的である場合（継起関係の場合など）は受身的意味になる。

(3) このほかに、「～てもらうと/もらえらば」が受益の意味を希薄化させ、ほぼ丁寧語化している例が見られる。

(4) 受け身の条件節述語（～られると/られたら/られれば/られるなら）の例 200 例

を抽出して分析し、条件節が主節事態実現の手段となる例が存在せず、主節が条件節の目的ではない他の事態の叙述となるか、条件節に対する感情・評価の叙述となる例だけであることを示した。このことは条件節述語となるテモラウが受身的意味になる場合の分布と一致する。

(5) 使役の条件節述語については、高(2014)を引用して「～させると/させたら/させれば/させるなら」はほとんど「引き起こし」の意味を表すことを確認する。掲出例を検討する限りでは、主節との間に手段目的の関係が認められ、これは条件節述語となるテモラウが使役の意味になる場合の分布と矛盾しない。一方、条件節述語となるテモラウには主節が条件節に対する感情・評価を表す例もあり、これは使役の条件節述語には見られない。

第7章では原因・理由節述語となるテモラウ文(「～てもらうから/ので」)を伴う複文を分析対象とする。前田(2005)に基づいて、原因・理由節述語となるテモラウ文の意味を(事態・行為の)原因・理由、判断根拠、可能条件提示に3分類した上で、以下の諸点を指摘する。

(1) 原因・理由節述語となるテモラウ文が主節で述べられる聞き手への働きかけの前提条件を表す場合(可能条件提示)、これらのテモラウ文の意味は使役的なものとなる。

(2) 原因・理由節述語となるテモラウ文が主節事態の原因・理由あるいは判断根拠を表す場合は、使役の意味・受身的意味・どちらともいえない場合のいずれの場合もある。

(3) 別途 BCCWJ から原因・理由節述語となる使役文(「～させるから/ので」)を含む複文 100 例を抽出して分析した結果、「～させるから/ので」には(事態・行為の)原因・理由、判断根拠、可能条件提示のいずれの場合もあった。これは、原因・理由節述語となるテモラウ文が使役の意味を表す場合の分布と一致する。また、原因・理由節述語となる受け身文(「～られるから/ので」)を含む 100 例を抽出して分析した結果、「～られるから/ので」には(事態・行為の)原因・理由、判断根拠を表す場合はあるが可能条件提示の例はない。これは原因・理由節述語となるテモラウ文が受身的意味を表す場合の分布と一致する。

「第Ⅲ部」第8章では、これまで述べてきた事実が簡潔にまとめられ、また連体修飾構や他の構造がテモラウ文の意味解釈にどのような影響を及ぼすかという今後の課題が示されている。

## 【講評】

本論文の優れている点として下記の点があげられる。

### 1. 研究史上の位置について自覚的であること

テモラウ文が場合によって使役文に近い意味を表し、場合によって受身文に近い意味を表すことについては寺村(1982)以来の指摘があり、また、どのような場合にそれぞれの意味を表わすかについての指摘も既に少なからずある。しかし、それらの指摘の多くは「～てもらう」の前接動詞の語彙的性質や共起する名詞の語彙的性質のみが注目され、複文構造との関係については網羅的な記述はなかった。本論文は、研究史で注目度の低かった複文構造に集中することでさまざまな事実を提出している。研究史の正確な把握は、研究に当たって当然なされるべき前提のようであるが、複数の言語観、複数の問題関心が共存し、相互に影響しながら複雑に展開する日本語文法研究において、自らの研究の研究史上の位置について明晰に自覚することは実は容易ではない。本研究は、博士論文段階でその困難な課題をかなりの程度達成している。すなわち本研究は、まず研究史上の位置を明確に意識した上で行われたものである点で評価できる。

### 2. 大量の用例に基づいた量的な研究であること

議論に当たっては BCCWJ を利用した数千～1 万例の用例に基づき、用例数に基づいた議論を行っている。その際、以下の点に自覚的である。

(1) テモラウの総用例数のうち複文の例が 85% を占めることを示し、本論において議論の対象を複文に絞ることの妥当性を示している。

(2) 複文のうち、中止節、条件節、原因理由節といったいわゆる連用節を伴うものに絞ることについても、連用節がテモラウの例の内半数超を占めることで正当性を保証している。

(3) 連用節の内、5 つの述語（中止節に対する主節述語、中止節述語、条件節述語、原因・理由節述語）に議論を絞っているが、他の述語の用例数は少なく量的検討に耐えられないことを根拠としている。

(1)～(3) をまとめていえば、本論文の検討対象の設定は用例数の多寡によって根拠づけられているとあってよい。また、従来の議論（母語話者の内省による断片的指摘にとどまる）を量的に裏付けつつ、先行研究を補充する以下のような記述を行っていることも評価される。

(4) テモラウ文において人名詞以外の参加者が現れる例は、受益者（ガ格項）よりも与益者（ニ格項）において多い。(3.3.1)

(5) 「～し(て)、～てもらう」が使役的な意味になる場合の条件は、山田(2004)の主張する 3 つの条件では例外がある。従属節が「主節事態実現のための状況を作っているかどうか」(p.89) という条件に設定しなおさなければならない。(4.3)

(6) 山田(2004)の記述にもかかわらず、「～てもらって/てもらい、…」構造の複文は、後件が感情表現であるものよりもそうでないものの方が多く、別途記述が必要である。(第5章)

(7)「～もらおうと/もらったら/もらえば/もらうなら、…」をめぐる先行研究は、当該条件節が主節で表される感情の原因となる場合(必ず受身的意味になる)の指摘にとどまっている。実際には、出来事についての叙述(「後輩に手伝ってもらったら、作業があつという間に終わった。」)が主節となる場合が多く、このタイプに関する記述が必要である。(第6章)

(8)「～もらうから/ので、…」に関する記述は本論文が最初のものである。

### 3.使役文・受身文との対照がなされていること

テモラウ文に使役的なものと受身的なものがあるということは従来指摘されていたものの、実際に使役文・受身文と対照して記述した研究はなかった。本論文は、使役形・受身形述語を含む複文を複文構造のテモラウ文と対照し、平行的に分析することで、使役文的なテモラウ文と使役文、また、受身的なテモラウ文と受身文との用例分布が似通っていることを指摘する。そのことで、テモラウ文の意味解釈をめぐる本論文の主張が裏付けられている。

とはいえ、審査委員会から次のような問題点も指摘された。

(1) 「使役の意味」「受身的意味」がテモラウ文の表す事態をめぐる解釈の結果現れる意味であること、また、テモラウ文が本来表す受益の意味との関係をもっと明確に述べるべきであった。

(2) 敬語形テイタダクの例があげられていない。質疑では意識的に採取していなかったことがわかったが、そのことと、採取しなかった理由を明記すべきであったと思われる。

(3) 先行研究の紹介や自説の説明を丁寧に書こうとして却って理解を妨げる述べ方になっている箇所がある。

ただし、以上の点は今後この博士論文を出発点として研究をさらに発展させることを考えた際に求められる改善点として位置付けられるものであり、論文自体の価値を損なうものではない。

2022年2月13日(日)14:00~16:00、Zoomミーティング形式で口述試験を実施した。審査委員の問いかけに対する著者の応答は誠実なもので、論文の内容に関する著者の意図を明らかにするとともに、不十分な点は率直に認め、修正を模索していく姿勢が確かめられた。著者呉丹氏は本論文をもとにさらなる成果を挙げていく力量を備えているものと認められる。

**【総合評価】**

学位請求論文の内容、最終試験における応答などから総合的に判断した結果、審査委員会は全員一致で、本研究が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものであるという結論に達した。

以上